

インドネシア側における輸入通関時の特定原産地証明書の取扱いについて  
～特定原産地証明書の遡及発給～

平成 20 年 7 月 15 日  
日本商工会議所

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（「日インドネシア協定」と言います。）に基づく「運用上の手続規則 (Operational Procedures)」（原産地規則に関するルール 3 (b)）において、船積みまでに特定原産地証明書の発給が行われなかった場合には遡及発給をすることが認められています。また、日インドネシア協定の発効日である 7 月 1 日時点で貨物が輸送中又は保税区に置かれている場合には、遡及発給された特定原産地証明書を提出することで日インドネシア協定に定める特惠税率の適用を受けることができることとされています（同規則に関するルール 1 2）。

しかし、特惠税率の適用を受けるためには、輸入国側が定める法令等に従うこととされており（ルール 3 (b) 後段およびルール 1 2 後段）、インドネシアへの輸入の場合、輸入者は輸入通関申告書提出時に特定原産地証明書の原本を税関に対し提出することが義務付けられており、日本の許可前引取り制度と類似の制度がありません。

すなわち、MFN 税率を支払って事前に貨物を受取り、後日、遡及発給された特定原産地証明書を提出しても、インドネシア側が国内法で還付制度や手続き等を準備していないため、還付を受けられないこととなります。

つきましては、インドネシア側での輸入通関時のトラブルを避けるためにも、輸入通関時に特定原産地証明書を提出できるよう事前に発給申請いただきますようお願い申し上げます。また、やむを得ず遡及発給となる場合にも、特定原産地証明書を提出せずに輸入通関すると E P A 税率が適用されないため、輸入者側にも、特定原産地証明書の到着を待ってから輸入通関いただく等のご対応をお取りいただきますよう、ご連絡、周知方よろしくようお願い申し上げます。

現在、日本政府および日本商工会議所におきましても情報収集等に努めております。詳細情報等把握次第、申請者の皆様に随時状況を報告いたします。

<本件担当>

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明書担当  
(TEL) 03-3283-7850 (E-MAIL) tokuteico@jcci.or.jp